

IV 復興（昭和20～33年）

1. インフレと業界再建

1. 戦後の復興に向けて

新生「生命保険協会」としての再出発

昭和20（1945）年8月14日、日本政府はポツダム宣言を受諾。15日、日本の無条件降伏によって太平洋戦争は終結をみた。日本はこの敗戦によって領土の4割強を失い、国富の損失も4分の1ないし3分の1に達したといわれ、経済自立の根底が大きく揺さぶられた。そして戦後数年間、インフレーションが急速に高進していくなかで日本経済は危機状態に陥り、市民生活もまた苦難を強いられた。

生命保険会社もこの敗戦によって在外資産のすべてを喪失、軍需補償が打ち切られるなかで戦死保険金の支払増加もあり、財政状態を著しく悪化させていった。加えて、新契約の激減、保有契約の実質価値の下落、利息収入の著しい減少とインフレーションによる事業費の激増等に見舞われ、文字どおり事業の存続を問われかねない苦難の事態に直面したのであった。

日本経済の復興が急がれるなか、再建の道を模索する業界にとって、共同の活動の中枢機関である協会の早急な復旧と、本格活動が強く望まれた。このため、戦時中その使命を生命保険統制会および生命保険中央会に委ねて倶楽部的存在と化していた協会は、同年10月、定款を改めて戦前の姿に復帰し、名称を生命保険協会として新生を図った。

終戦処理

戦後間もなく、外地引揚者の生命保険契約について、保険料払込みが困難であること、保険証券を現地に留置してきたことなど契約保全に関わる問題が種々生じてきたため、協会では昭和21年7月、「保険料払込猶予期間伸長に関する申合せ」を行い、同年9月30日までの帰還者の生命保険契約のうち、21年1月1日から9月30日までに払込期日の到来している契約または到来する契約について、その払込猶予期間を翌22年3月31日まで延長した。また21年10月1日以降の帰還者の契約のうち、帰還の日までに払込期日が到来しているものについてもその払込猶予期間を6か月延長した。

さらにこの時期、旧外地人契約についても、帰国による解約の続出、保険料送金の困難など多くの問題が生じていたがこれらについては敗戦国の保険業者として何ら自主的措置をとることが許されなかった。そのため、協会としては当局側の決定した措置（中途解約をなす者に対する解約返戻金については、当該保険契約の約款に定むるところによることなど）を各社に伝え、その徹底化を図った。

緊急対策特別委員会の設置

昭和21年2月、政府は預貯金の封鎖、臨時財産調査等一連の金融緊急措置を断行した。これにより、生命保険各社は事務面で大きな影響を受けることとなったため、協会では各社の担当者と綿密な打合せを重ね、当局との質疑を通して疑問点の解明に努めるなど金融緊急措置への対応を行った。

同年5月、協会は業界の緊迫した重要問題を解決するため緊急対策特別委員会を設置して慎重な検討を重ねた結果、敗戦損失の処理方針としては保険金額の削減を回避すること、戦後における新規加入の契約に対してはこれを敗戦の打撃より切り離せるよう何らかの法的根拠を準備すること、戦前の契約については最悪の事態をも招きかねないことを考慮して、保険金の一部支払留保および解約・証券担保貸付等について制限できる法的根拠を準備することなどを政府に陳情し、当局側の慎重な配慮を要請した。

保険料の引上げ

敗戦によって大きな打撃を受けた生命保険会社は、戦後間もなくインフレーションが高進するなかで経営のバランスを失い、収支内容を極端に悪化させていった。そして、もはや平時の手段では事態に対処しきれず、保険料の引上げを実施せざるを得ない情勢となった。

このため協会では、21年3月、大蔵省の認可を得、新基準による「標準保険料率」を作成して各社に提示した。その内容は、死亡率 JPM（Japan Policy Males：商工省日本経験生命表・件数男子総合表）、予定利率年三分、新契約費保険金1,000円につき30円、維持費同5円、集金費保険料の三分を基礎としたもので、21年4月以後の新契約から適用した。ただし、これは全社を拘束するものではなく、各社に標準型として提示したものであった。また、21年4月以降は契約者配当も全面的に停止した。

そしてこの後、事態がさらに悪化してきたため既契約の保険料の引上げについても大蔵省と折衝を重ねた結果、新契約については死亡率JPM、予定利率年三分、新契約費保険金1,000円につき25円（ただし1か年を限り同5円を加算）、維持費同5円（ただし1か年を限り同3円を加算）、払済み後の維持費同2円、集金費保険料の三分を内容とし、既契約については新契約費を保険金1,000円につき20円（新契約費以外は新契約についての内容と同じ）を内容とするいわゆる暫定保険料率の適用が認められ、新契約については21年11月から、旧契約については12月から適用した。

小口契約の処理

この時期、急激なインフレーションによって既契約の実質価値が低下し、加えてこれを維持する会社の経費が増大化してきたため、小口契約の処理が大きな問題となってきた。この問題については、22年に設けられた生命保険再建会議が中心となって検討が進められた結果、大蔵省の意向もあって、保険金1万円以下の小口契約保険料の3年分一括払いおよび保険金3万円

までの無診査増額の二方法で対処することになり、22年7月ごろから一般的に実施するようになった。

また、これらと並行して、既契約を解約して得た解約返戻金あるいは責任準備金を新たに締結する契約の保険料に充当する、いわゆる特別新契約と称する処理方法を採用始めてきた。しかし、この特別新契約に対しては乗換契約そのものではないかという批判が強まったので、再建会議では大蔵省の了解を得て処理方法の合理化に努め、最終的には特別新契約を「元契約の期間を変更して保険金額を増額する方法」と定義し、かつ、死亡保険にあっては責任準備金を、生存保険にあっては既払保険料の七割五分を払い戻すこと、保険金額10万円までを「削減なしの無診査保険」として販売し保険期間は25年満期までとすること、などの条件が付された。

決算関係の諸問題

戦後のこの時期、収支の不均衡、財産の減価等のため、生命保険会社の決算については特別な措置が必要であった。このため、協会では種々の対策樹立に努力を傾け、20年度決算については年末保険料積立金、年末未経過保険料などの算出基準を策定して大蔵大臣の認可を得た。また、21年度において支払うべき契約者配当を見合わせたほか、昭和20年12月には剰余金処分についての各社申合せも実施した。

なお、21年8月11日、金融機関経理応急措置法によって新旧勘定を分離することになったが、指定時（8月11日）に始まる事業年度の決算については資産評価の基準が未決定であったため、22年3月、協会はその延期を当局に申請し、同年5月に認可を得た。その結果、新旧勘定合併の23年3月末日まで決算は延期されることになった。

救国貯蓄運動

インフレーションが高進するなか、政府は国民の購買力を吸収してインフレーションにブレーキをかけるべく、21年11月、官民協力による救国貯蓄運動を発足させた。業界も協会が中心となってこれに協力していくため、「日本も我家も保険で再建」「新憲法は国の基、生命保険は家の礎」等のスローガンのもとで業界としての新契約目標を定め、各種の運動を展開した。

連合国総司令部との接触

連合国軍による日本占領中は、すべての行政が総司令部の指揮下に入り、保険行政も最終的には総司令部の意向によって左右された。事実、総司令部は生命保険会社に対して各種の報告を求め、深く保険行政に介入してきた。このため協会は、これら報告書の提出に際してそのまとも役を努めたほか、問題によっては業界意見を具申し、担当官との対談会を通じて双方の意見疎通に当たるなど、総司令部との接触に努力を払った。

2. 業界再建論議と協会の対応

金融制度調査会

終戦後間もなく、生命保険会社の再建論議が活発化してきた。まず、昭和20（1945）年9月、

生命保険中央会によって「新事態に処し生命保険事業の進むべき道に関し建議」と題する意見書が大蔵省あてに提出され、さらに同年末、金融制度調査会が大蔵省に設けられて生・損保兼営論、組合保険の公認問題などが審議された。そして昭和21年12月、新しい構想のもとに金融制度調査会が新設され、22年12月には保険業について、次のような意見が具申された。

- ・任意保険存在の意義はいまだ失われておらず、現段階においては民営形態を可とすること。ただし損害保険については、これと並行して民間企業の取扱いによる強制保険制度の実現について研究を進める必要がある。
- ・監督行政を業界の実情に合致させ、官営保険を含める保険制度を合理化するため、業法の改正を始めとして関係法制の統一化をはかると共に、業界の意見を反映せしめるために保険委員会の如きものの設置を必要と認める。
- ・生命保険及び損害保険の金融機関としての特性を正確に認識し、その取扱に遺憾のないようにすること。
- ・保険業の経営民主化については、銀行その他の場合に準ずる。なお、生命保険については事業の性質上、相互会社組織への改編を適当とする。

このように、行政側による再建論議が進むなかで、民間側においても有志による研究会が結成され、事業再建についての研究が進められていった。その結果、金融機関再建整備法が公布され、同法の具体的運用が現実の問題となってきた21年10月、協会内に再建整備特別委員会が設置され、当面の重要問題について検討を進めていくことになった。しかし、その後、生命保険会社にも労働組合が結成されてきたため再建整備特別委員会は解散され、22年3月、労使一体となった生命保険再建会議が新たに結成された。そして、本再建会議によって、小口契約の処理問題をはじめ、第二会社設立問題などが審議された。

生命保険の月の開始

連合国総司令部保険監督官 J・P・ロイストンから、昭和22年11月をもって「生命保険の月」として生命保険の奨励運動を展開してはどうかとの発議があった。協会は同年9月の役員会で全生保再建記念としてふさわしい行事であるのでこれを受け入れ、最初の「生命保険の月」特別運動（全国生命保険業者大会、講演と芸能の会の開催、新聞、ラジオ、ポスター、自転車宣伝隊等による諸宣伝活動など）を実施した。

協会のその他の諸活動

この時期、協会は以上の諸活動のほか、定期保険の研究、無診査保険の最高保険金額引上げ申請と認可の取付け、不正募集対策の推進、外務社員に対する労働基準法の適用についての緩和化要請などを実施した。また、この時期に起こった保険業法の全面改正問題についても意見書を提出し、業界見解が受け入れられるように努めた。

なお、このおりの業法改正問題はその後、昭和25年によく改正草案がまとめられ国会提

出の運びとなったが、諸般の事情から結局は見送られた。

2. 生命保険事業回復への道のり

1. 金融機関再建整備法の実施

昭和21（1946）年8月12日、金融機関再建整備法および金融機関経理応急措置法が公布され、8月11日を指定日とする新旧勘定の分離が実施された。協会ではこれら法律の公布に当たり、その説明会を催して法律の実施に必要な諸手続きの準備と疑問点の解明に努める一方、大蔵省と各社間との連絡にも疎漏のないよう留意した。また、同法にもとづく最終処理を完結した時点で実施される政府補償の交付に当たっても、その全額補償を大蔵大臣に要望した。

金融制度調査会は、22年2月、金融機関再建整備法の適用の結果、資本金の残らない金融機関については第二金融機関の設立を認めることを答申していた。生命保険会社は資本金全額切捨てるうえ政府補償を受けざるを得ない情勢であったので、再建方式として第二会社の設立が取り上げられた。金融機関再建整備法による整理の完了を待たないで、第二会社を設立して新契約は新会社の手で処理するということであった。

大部分の生命保険会社は、23年3月31日、金融機関再建整備法による最終処理を完了し、同日、かねてより設立していた新会社（第二会社）に保険契約および財産を包括移転して旧会社を解散し、新しい経営体制に入った。

この時期、日本経済は、ドッジ・ラインによるデフレーション政策の結果、一時は深刻な不況に見舞われたものの、25年6月に勃発した朝鮮戦争の影響を受けていわゆる特需景気に沸き、にわかに活気を取り戻してきた。そして、日本経済が復興の道を歩み始めたのと軌を一にして生命保険事業も回復基調に入り、33年度には契約現在高でようやく戦前の水準に達するまでに回復した。

なお、この間の23年7月に事業者団体法が公布され、公正自由な業界の競争による発展を意図した同法の趣旨のもと、事業者団体の行う統制行為、経済行為、その他加盟会社の機能または活動を制限する諸行為が禁止された。このため、協会の行う業務活動もおのずと制約を受けることとなった。

2. 保険募集の取締に関する法律の制定

昭和6（1931）年に施行された「保険募集取締規則」のもと、募集秩序は長い間良好な環境を維持してきた。しかしこの時期、新規契約募集が困難であったことや特別新契約の実施などから募集に関して懸念すべき幾多の事情が表面化してきた。このため、大蔵省ではかねて用意していた「保険募集取締規則改正案」をもとに急遽「保険募集の取締に関する法律案」を立案して国会に送り、23年7月、「保険募集の取締に関する法律」が制定・施行された。この「募取法」は、旧規則が外務社員の規正に主眼をおいた行政指導型のものであったのに対し、外務社

員の規正と同時に契約者利益の保護の面をも多分に配慮したものであった。

協会は「募取法」の公布を前に役員会でこれを取り上げ、同法案にみられる外務社員の登録制度について実効の面で疑問が残ることからその導入に反対、関係方面に対して再考方を要請した。しかし、結論として、業界側の主張は通らず、外務社員の登録制度が実施された。

3. 保険行政関係の諸問題

昭和23（1948）年ごろ、金融懇談会保険部会は金融委員会ないしは保険委員会の設置、あるいはその折衷案として保険長官をおくという「保険事業監督機関のあり方」をGHQに提案した。また、これと時を同じくして、大蔵省の金融制度調査特別委員会は「保険行政機構改革試案」を作成して保険庁の設置を提案するなど、この時期、保険行政機構のあり方をめぐり活発な議論が展開された。これに対して当協会は、日本損害保険協会とも協力のうえ、保険事業の健全なる発展と普及を図るためには保険事業の特殊性を十分考慮に入れ、専門的な知識経験にもとづいて監督行政を行う必要があるという立場から、金融委員会とは別途に保険委員会（または保険庁）を設置することを主張し、それについての意見書を大蔵大臣あてに提出した。

また、33年には大蔵省から、簡保・各種共済と競合ないしは類似する分野での調整問題を含めて保険監督行政の拡充を図るべく、従来の同省保険課を部に昇格させる構想が明らかにされた。これに対して当協会は、保険事業発展のためには現在の課制度を局、部にまで拡充することが望ましいことなどを盛り込んだ意見書を大蔵大臣はじめ関係部門あてに提出し、その実現を要望した。

4. 会社新設に対する見解表明

昭和23、4年ごろから27年にかけて生命保険会社新設の動きが起こり、なかでも寿券年金（トンチン式生命保険）の事業企画は大がかりな計画であった。このような動きに対し、協会はかつて生命保険会社が濫設され、経営に当を得なかった会社の多数が整理のやむなきに至った歴史にかんがみて設立認可には慎重であるべきこと、新設会社には既設の会社に認められていない特別の条件および保険種類の独占的措置が取られないこと、保険種類の許可は生命保険従来の意義に立脚したものに限り、射倖的偏向や貯蓄的理念を逸脱する形態のものでないよう十分に配慮されるべきことなどを内容とする反対意見を当局者と会談し表明するなど、その阻止に努めた。

5. 財務関係諸問題

昭和23（1948）年に入ると、企業の再建整備が進むなかで産業界の資金需要が盛んとなり、株式の増資を軸に事業の拡大化が図られるようになってきた。しかし、当時、生命保険各社は資金不足で、これに応じるのが困難な状況にあった。このため、協会は事態を重視して同年9月、日本銀行に対して国債を担保に資金の借入れを要請し、日銀は前例がないことから難色を示したが、最終的には生命保険会社手持ちの国債を買戻し条件付で日銀が買い入れ、一時的に

資金繰りの面倒をみるという方法でこの問題の決着をみた。しかし、この後も企業の増資が激増を続けたため、業界は再度国債の買上げを要請し、24年度には数次にわたって実施された。

なお、この間の24年後半期には日本経済は不景気に見舞われ、株価は下落傾向を示し始めたので、協会は臨時役員会を開いて株式の買出動方針を決定し、国債売却によって得た資金をこれに充当した。また、この買出動にはその後銀行も同一歩調を取るようになり、以後両者相まって積極的に株式市場を支援していった。

昭和30年に政府は日本住宅公団を発足させたが、同年度の建設資金の一部を民間から借入れでまかなう方針のもと、生保には40億円の割当を決定した。これに対して協会は、その貸出し条件について関係当局と折衝を重ね、その結果これを引き受けることになった。

なお、日本住宅公団への貸出しは、後年年ごとに大型化していった。

6. 業界分野調整問題

昭和33（1958）年ごろ、業界内部の競争が激化するなかで大会社と中小会社の経営格差が表面化し、経営分野の調整問題が起こってきた。これに対し大蔵当局は同年6月に「生命保険事業の経営に当たり特に留意すべき事項について」を通知して、業界内部における分野調整と過当競争の是正について適正な政策が必要なことを指摘し、協会でも経営調整委員を選任して検討を行ったが、この分野調整については結局最終的な結論を得るまでには至らなかった。

3. 関連する重要事項等の動き

1. 生命保険料控除制度の復活

戦前から認められていた生命保険料の所得控除が昭和22（1947）年の税制改正によって廃止され、また、死亡保険金の相続税非課税措置も25年3月の相続税法改正によって廃止された。協会ではこれら両制度の廃止の動きに対してかねてより反対運動を展開していたが、死亡保険金の相続税非課税措置まで廃止されたのを契機に、25年9月から新たに両制度の復活運動を強力に展開していった。すなわち、25年9月に死亡保険金の相続税非課税措置の復活を要望する意見書を来日中の日本税制視察団のシャウプ博士に対して、また10月には生命保険料の所得税控除の復活についての意見書を大蔵大臣あてに提出したほか、さらに11月には来日中のドッジ公使に対して両制度の復活を陳情、同時に国会および関係方面に対しても要望書を配布するなど、目的貫徹のために全力を投入した。

一方、このような政治折衝に加えて、事務的交渉および国会対策、連合軍総司令部（GHQ）への陳情等も重ねた結果、ついに大蔵当局においてもこれが社会政策に合致し、かつ資金の蓄積に資する面のあることから、昭和25年12月の省議において両制度の復活を決し、引き続き関係税法の改正によって両制度復活の努力は結実した。

<死亡保険金の相続税非課税限度>

相続人1名につき生命保険金10万円まで非課税とする（昭和26年1月1日より適用）

<所得税法上の生命保険料控除限度>

保険料年額2,000円までを所得から控除する（25年度分所得税より適用）

なお、協会はこの後もこれら非課税制度の拡大について運動を展開した結果、相続税非課税限度については3度にわたって、また所得税控除限度については5度にわたってそれぞれ引き上げられた。

2. 保険料の引下げと契約者配当の復活

生命保険事業は昭和25（1945）年以降、日本経済の復興にともなって業績を好転させ、死亡率の改善とも相まって慢性的な費差損を死差益と利差益とによって補うことができるまでになった。このため各社では、27年3月、予定死亡表として新たに発表された厚生省第8回生命表を採用し、予定利率を3%から4%に、また予定事業費を維持費の対万80円から70円に引き下げた新種保険を一斉に発売した。さらに31年4月にも死亡表を第9回生命表に代えて保険料の引下げを実施した。

一方、終戦以来停止されていた契約者配当については、各社とも23年度決算分から保険金1,000円につき3円の割合で復活させ、その後も保険料引下げとも関連してほぼ毎年引き上げていった。

3. 保険約款の改訂

昭和24（1949）年4月、協会は模範約款改正委員会を設置し、契約者本位の模範的約款作成に向けて積極的に研究を進めていった。しかし、本委員会は紆余曲折を経た後、結局答申を出すまでには至らず消滅した。

その後30年に、大蔵省より現行約款について検討を要すべき諸事項が示され、業界としての意見を調整するよう申入れがなされたため、協会は新たに保険約款改訂委員会を設立して検討を開始し、広く学識経験者からも意見を聴取するなど慎重に審議を重ねた結果、契約申込みの承諾にともなう会社の責任開始期は第1回保険料相当額を受け取った時（診査前に受け取った時は診査時）とすること、および承諾通知の方法、種類変更の計算方法、保険料持参債務の原則などをうたった改正最終案を決定し、31年3月、大蔵省にこれを答申した。その結果、この答申内容が31年4月から実施された低料新種約款ならびに改正約款中に盛りられることになった。

4. 団体生命保険運営基準の制定

わが国における団体生命保険は、昭和9（1934）年に日本団体生命（現在のアクサ生命）が営業を開始して以来、長い間同社の独占事業となっていたが、22年4月に独占禁止法が公布されてより各社がこれを発売し、激しい獲得競争を展開した結果、業界内に混乱が生じた。保険

料の割引競争、高率配当競争、あるいは配当の事前割引行為、数社による保険料の入札、そして契約引受けの対象となる団体の性格および引受けの基準が各社まちまちであったことなどが混乱の主たる原因となっていたが、それらの問題が25年後半ごろから次第に表面化してきたため、協会の役員会においてもこの問題を取り上げることになった。

一方、大蔵当局も強い態度でもってこの問題に臨んできた。25年9月、団体保険の発売会社に対して団体保険の大団体に適用する特殊料率を提示してきたほか、同年12月には団体保険の独立採算制、団体の範囲、被保険者の選択、保険料基準、配当方式などを定めた「団体生命保険対策要綱案」を業界に提示し、それについての審議を要請してきた。

業界としては、肅正を目的とした当局の趣旨には異論はなかったが、実施方法については種々の意見があったため、当局と業界間でさらに内容を検討することになった。そして大蔵当局と関係者間で数次にわたって会合がもたれ、慎重に協議が進められた結果、独立採算制の限界、団体の範囲、保険料率の基礎、配当方式などについての要綱が決定され、26年8月7日、「団体生命保険の運営基準について」が大蔵省銀行局長通達として発出された。運営基準は、その後も時代に即応して改訂が行われ、団体生命保険の健全な発展を促す基盤となった。

5. PR活動の前進

昭和24（1949）年、これまで「貯蓄奨励運動」時と「生命保険の月」で行っていた協会PR活動を「生命保険普及運動」として一本化し、以後31年まで、宣伝映画の上映、優績社員の表彰など、11月の生命保険の月を中心として多彩な行事を繰り広げてきた。しかし、それぞれにおいてまだまだ各社意識が強く現われ、生命保険の共同宣伝としては十分なものではなかった。

31年3月、生命保険事業視察団が米国に派遣され、その帰国報告のなかで全社的PR活動の重要性が指摘された。この時たまたま翌32年度の所得税法改正により生命保険料控除限度額の引上げが実施されることになったことから、協会ではこれを機会に強力な全社的PR運動を展開していく目標を掲げ、協会内にPR特別委員会を設置して、以後PR問題と本格的に取り組んだ。ちなみに、33年度に実施した協会PR活動は以下のとおりである。

生命保険税制周知のためのリーフレット作成、指導者向けパンフレット「国民生活と生命保険」作成、新聞広告、雑誌広告、ポスター作成、チラシ作成、懸垂幕作成、民間テレビ放送（スポット）、NHKラジオ放送、市場調査（全国）の実施



生命保険の月ポスター（昭和26年）

6. 簡易保険関係諸問題

保険金限度額引上げ

民間保険業者にとって、簡易保険の保険金限度額引上げ問題は常に関心の的となっていたが、この時期においてもほとんど毎年、その引上げを中心とした簡易保険法の一部改正案が国会に提出され、協会はその都度反対の陳情書を通信大臣（昭和24（1949）年以降は郵政大臣）、大蔵大臣ほか関係する各部門あてに提出してきたほか、当局側との懇談会や国会への働きかけなどを行い、その阻止に努めた。その結果、一時延期あるいは引上げ金額の減額などの措置がとられた。

また、戦後の簡易保険は、保険金最高制限額が法定化されているにもかかわらず同一人から何口もの契約を募集する、いわゆる超過契約があとを絶たず、民間保険業者との間で少なからず問題を起こしてきた。これに対して、協会は、昭和24年以降度々郵政大臣など関係当局に抗議を行い、その正常運用化を要望した。

積立金運用問題

戦後、簡易生命保険および郵便年金の積立金はGHQの指令により、契約者貸付金を除いて投資可能な資金は全額大蔵省預金部に預け入れるよう特定されていた。

そして、昭和26（1951）年3月の資金運用部資金法の制定により、政府資金はすべて大蔵省資金運用部で一元的に運用することが明定された。ここに至るまで、郵政当局としては積立金の自主運用を目指して運用権の取得に努力を続けてきたが、法案制定後も引き続いて大蔵当局との間で運用権の所管をめぐって論争を展開してきた結果、紆余曲折を経た後、28年4月、運用権は郵政省に移管された。

この問題は業界と直接関わりを持つ問題ではなかったが、民間経済団体は分離運用に反対の立場を取っており、協会としても同様の立場から終始強い関心を持ってこれに対処した。

7. 保険演習と生命保険実務講座

保険演習は、明治39（1906）年10月、当時の東京帝国大学で第1回演習が開始され、その後、業界の人材養成に大きな役割を果たすこととなった。この保険演習は、昭和19年、東京帝国大学の手を離れて演習修了者の団体である保険演習学友会の事業として運営されていたが、24年11月、第21回演習をもって、その40年間にわたる歴史に幕を閉じた。

協会では、保険演習の動向も見つつ、22年5月、若手職員を対象とした第1回生命保険実務講座を開講した。その後、24年5月の理事会において、協会の付設事業として生命保険講座を新設することを承認し、7月に教育部を新設、新しい生命保険講座を9月に開講して現在に至っている。

8. 協会のその他の諸活動

この時期、協会は、さらに以下の諸活動を展開して生命保険事業の回復と新たなる発展に努

めた。

- ・無審査保険の改善 数次にわたる最高制限額（初年度および通算）の引上げと契約解除率低減への諸策推進
- ・労働・社会立法対策 労働基準法および厚生年金法改正についての意見書提出（外務社員への適用問題を中心に）
- ・中国約款の処理 新勘定部分（1万円以下）についての邦価による支払開始（昭和27（1952）年5月）、および旧勘定部分（1万円を超える部分）についての適用換算率の採択とそれによる支払の開始（32年1月）

協会はこの間、昭和23年12月7日に創立40周年を迎えて記念祝賀会を挙行、戦後休刊中の機関誌「生命保険協会会報」（第33巻第1号）を40周年記念号として復刊した。